

事業主 殿

函館労働基準協会

## “粉じん作業” 特別教育について

事業者は粉じん作業に労働者を従事させるときは、法定に基づく特別教育を行わなければならないと定められています。(労働安全衛生法第59条第3項、粉じん則第22条)

このたび、粉じん則が改正され(平成24.4.1施行)、屋外で金属をアーク溶接する作業等が粉じん作業の適用になりました。

また、新たに「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」を示した「第8次粉じん障害防止総合対策」(平成25年度～平成29年度)が策定されました。

つきましては、「粉じん作業特別教育規程」に基づき、下記のとおり講習を開催いたしますので、この機会に多数受講されますようご案内いたします。

1. 対象業種 建設業、トンネル工事、石材加工、グラインダー作業、アーク溶接作業、解体工事、コンクリートのバリ取り、窯業、鋳物業など
2. 日 時 令和7年6月26日(木) 9時～15時
3. 会 場 檜山地域人材開発センター(江差町字南が丘7-172)
4. 受講料 8,880円(受講料8000+テキスト880)  
(受講料一課税なし、テキスト一消費税10%)  
前々日まで欠席連絡ない場合は、お返しできませんので、ご了承ください。
5. 申込方法 別添の受講申込書に受講料を添え、(一社)檜山地域人材開発センター運営協会  
〒043-0061 檜山郡江差町字南が丘7-172 Tel.0139-52-0160へお申し込み下さい。  
郵送による場合は、現金書留をご利用ください。  
受講料をお振込みの場合は、次の口座をご使用下さい。  
【口座名】(一社)檜山地域人材開発センター運営協会 会長 田畑昌伸  
【金融機関】北洋銀行江差支店 【口座番号】(普通)0144863
6. 教育科目
 

粉じんに係る疾病及び健康管理	1時間
粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	1時間
作業場の管理	1時間
呼吸用保護具の使用の方法	30分
関係法令	1時間
合計	4時間30分
7. 修了証等 受講修了者には、修了証を交付します。

# 粉じん作業特別教育実施申込書

特別教育を受けようとする者の氏名・生年月日並びに現住所

氏名(ふりがな)	生年月日	現住所
	昭・平 ・ ・	
	昭・平 ・ ・	
	昭・平 ・ ・	
	昭・平 ・ ・ ・	
	昭・平 ・ ・	
	昭・平 ・ ・	
	昭・平 ・ ・	
	昭・平 ・ ・	
	昭・平 ・ ・	
	昭・平 ・ ・	
	昭・平 ・ ・	
	昭・平 ・ ・	
	昭・平 ・ ・	

令和 年 月 日

事業所所在地 \_\_\_\_\_

事業所名称 \_\_\_\_\_

事業主氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

函館労働基準協会会長殿